

他の医療機関へ紹介した患者さんへ

## 初診・再診時の特別料金について

当院に受診される場合は、原則として

紹介状をお持ち下さるようお願いいたします。

当院では、紹介状をお持ちにならない場合、  
初診料・再診料とは別に特別料金を徴収いたします。

皆様のご理解の程、よろしくお願いいたします。

特別料金(保険外併用療養費)がかかる場合

### ○初診時 5,500 円(税込)

- ①他の保険医療機関等から紹介状を持たずに、初診で受診された場合
- ②平日時間内(8時～18時)の救急外来受診者(救急車搬送は除く)
- ③前回診療日(他科を含む)から6ヶ月以上受診がない場合

### ○再診時 2,750 円(税込)

- ①症状が安定し、当院から他の医療機関に紹介したにも関わらず、当院での予約がなく引き続き受診された方で、前回診療日(他科を含む)から6ヶ月以内に受診した場合

●初診・再診は、医師の判断によりますのでご了承ください。

\*厚生労働大臣の定める特別料金(保険外併用療養費)とは・・・

- ・400床以上の地域医療支援病院の初診に関する事項  
400床以上の地域医療支援病院は健康保険法第70条第3項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、他の保険医療機関等からの紹介状なしに受診した患者については、選定療養として、初診時に5,000円以上の金額の支払いを受けること。
- ・400床以上の地域医療支援病院の再診に関する事項  
400床以上の地域医療支援病院は健康保険法第70条第3項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、他の保険医療機関等からの紹介状なしに受診した患者については、選定療養として、再診時に2,500円以上の金額の支払いを受けること。

静岡赤十字病院長